

## 大阪府ビル省エネ度判定制度要綱

### (目的)

第1条 大阪府ビル省エネ度判定制度（以下、「本制度」という。）は、建物所有者等が、建物の有する設備の性能及び日常における設備の運用状況から大阪府省エネ度判定システム（以下、「省エネ度判定システム」という。）により当該建物の省エネルギー性能を把握するとともに、その省エネルギー性能が一定水準以上にあると認められる建物についての省エネ度判定システムの判定結果を大阪府知事（以下、「知事」という。）が認証することで、府下における建物の将来的な **ESCO** 事業等の省エネルギー改修への動機付けとし、もって府域全体の省エネルギー化の推進に資することを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、建築基準法(昭和25年法律第201号)及び建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)において定めるところによるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 省エネ度判定システム 大阪府のホームページ上に公開する、設計性能と運用性能の2軸により建物の省エネルギー性能を評価するシステムをいう。
- (2) ビル省エネ度判定 省エネ度判定システムを利用した判定をいう。
- (3) **ESCO** 事業 **ESCO (Energy Service Company)** 事業とは、ビルや工場の省エネルギーに関する包括的なサービスを提供することで、それまでの環境を損なうことなく省エネルギー化を実現し、その結果得られる省エネルギー効果を保証する事業をいう。
- (4) 省エネ度認証 建物所有者が実施したビル省エネ度判定の結果について、知事が認証する行為をいう。
- (5) 判定者 建物所有者が省エネ度認証を知事に申請する際に、省エネ度判定システムの判定入力を行う技術的知識を有する者で、別に定める有資格者をいう。

### (省エネ度判定システム)

第3条 知事は、省エネ度判定システムを大阪府ホームページに掲載する。

2 省エネ度判定システムは、建物の概要、運用省エネ性能（建物のエネルギー使用量等）及び設計省エネ性能（建物に導入している設備等）の入力を行うことで、判定結果を出力するシステムとする。

3 省エネ度判定システムの設定条件等詳細については、別に定める実施細則によるものとする。

(省エネ度判定システムの利用申請)

第4条 省エネ度判定システムを利用しようとする者は、事前に知事に利用の申請を行わなければならない。

2 前項の規定による利用を申請する者は、別に定める利用許諾条件に同意するものとする。

(認証対象)

第5条 この要綱に基づくビル省エネ度判定の対象となる建物は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 別に定める基準に照らして、適合すると認められるもの。

(2) 前項の規定によらないが、第1条の目的に合致すると知事が認めるもの。

(省エネ度認証の申請)

第6条 省エネ度認証を受けようとする者は、知事に省エネ度認証の申請を行うものとする。

2 前項に規定する申請を行うことが出来る者は、建物所有者とする。

3 第1項に規定する申請を行おうとする者(以下、「申請者」という。)は、あらかじめビル省エネ度判定システムの判定結果について判定者による確認を受けなければならない。

4 前項に規定する判定者は、申請したビル省エネ度判定の内容について、知事から説明を求められた場合は、速やかに対応するものとする。

5 第3項の規定による判定者の確認に要する費用は申請者の負担によるものとする。

6 申請者が申請を取り下げるときは、速やかに知事に届け出なければならない。

(省エネ度認証)

第7条 知事は、前条第1項に規定する申請があつた場合に、別に定める基準に照らして適正であると認めるときは、ビル省エネ度判定の結果を認証することができる。

2 知事は、前項の規定により認証したときは、申請者に対して認証書を交付するものとする。

3 知事は、前条第1項に規定する申請があつた場合に、別に定める基準に照

らして適正でないとは判断したときは、申請者に対してその旨を通知するものとする。

- 4 第1項の規定にかかわらず、知事は、申請者が大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第2号及び第4号に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者（以下「暴力団員等」という。）である場合は、申請に係る建物の認証を行わないものとする。
- 5 知事は前項の規定により認証を行わないことを決定したときは、申請者に対して通知するものとする。

（省エネ度認証の有効期限）

第8条 第7条第1項に規定する認証の有効期限は、認証をした日から3年を経過した日までとする。

（省エネ度認証の公表）

第9条 第7条第2項に規定する認証書の交付を受けた申請者（以下「認証者」という。）は、その内容を一般に公表することができる。

- 2 知事は、第7条第1項の規定による認証にかかる建物（以下「認証建物」という。）のうち、あらかじめ申請者の同意を得たものについては、認証建物の概要及びビル省エネ度判定の結果を公表できるものとする。

（省エネ度認証の取消し）

第10条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、省エネ度認証を取り消すことができる。

- (1) 認証建物の建物所有者から認証の取消しの申出があった場合
- (2) 認証建物が滅失した場合
- (3) 認証者が暴力団員等であると認められた場合
- (4) 認証者が偽りその他不正な手段により認証書の交付を受けた場合
- (5) その他、知事が認証を取り消す必要があると認める場合

- 2 知事は、前項の規定により認証を取り消すときは、理由を付して認証者に通知するとともに、その概要を公表することができる。

（事務局）

第11条 本制度の運用は、事務局が行う。

- 2 事務局は、大阪府都市整備部住宅建築局公共建築室設備課に置く。

(その他)

第**12**条 この要綱に定めるもののほか、本制度の実施について必要な事項は、大阪府ビル省エネ度判定制度実施要領に定める。

附 則

この要綱は、平成**27**年6月**24**日から施行する。

附 則

この要綱は、令和**3**年**11**月**1**日から施行する。

附 則

この要綱は、令和**4**年**4**月**1**日から施行する。